

宜野湾市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

**宜野湾市学校業務改善  
アクションプラン（第2期）**

令和6年度～令和8年度



令和8年3月改訂  
宜野湾市教育委員会



## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
2. 目的・目標・成果指標 . . . . . 4
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 6
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 8

# 1. 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

国において、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、沖縄県では、令和6年度から8年度までの三年間を集中取組期間として、新たな働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の下、学校における働き方改革と教職員のメンタルヘルス対策の取組が一体的に進められているところである。

このような中、本市においても、教育目標（基本理念）「学び合い、未来を切り拓く人材の育成」の実現に向けて、沖縄県の計画及び「宜野湾市業務改善アクションプラン」と連動して、教職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実等に取り組む必要があるため、本計画を策定し、実効性ある取組の推進を図るものである。

## (2) 現状

○本市では、令和4年3月に、「宜野湾市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○また、令和5年6月に、「宜野湾市業務改善アクションプラン」を策定し、さらに令和6年6月には、令和6年度から令和8年度までを新たな推進期間とする「第2期プラン」を策定し、学校と本市教育委員会が一体となって、学校の働き方改革に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における学校事務職員等含む教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合	年 360 時間超の割合
小学校	月 29.4 時間	18.3%	0.2%	42.3%
中学校	月 46.1 時間	39.4%	8.0%	76.2%

時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合が、中学校においては、40%近くなっており、年 360 時間を超える割合は7割を超えている。

中学校における時間外在校等時間が月 80 時間超となった主な理由として、主に「部活動指導」があげられる。小学校においては「授業準備」「事務・報告書作成」が挙げられている。

○学校・家庭・地域が連携・協働し、働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目的・目標・成果指標

### (1) 目的

教職員が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で『誇り』や『やりがい』をもって本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより効果的な教育活動」を行い、本市教育のさらなる向上を図る。

☞ 児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上

### (2) 目標及び期間

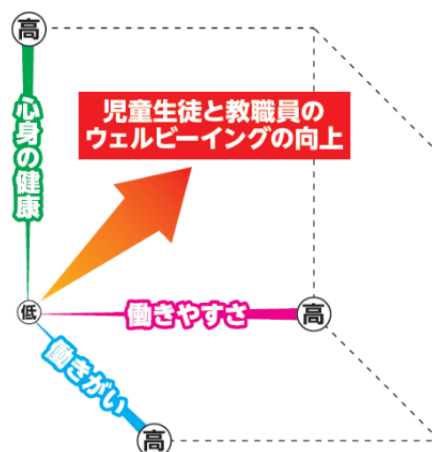
目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上

《教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備》

表. 3軸・6視点

3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
6視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同僚・管理職との良好な人間関係の構築</li> <li>○個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒・保護者との信頼関係の構築</li> <li>○資質能力の向上や専門性の発揮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成</li> <li>○長時間勤務の改善</li> </ul>

働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組



#### ①目標

ア すべての職員が、良好な人間関係の中で『心身ともに健康』で『働きやすく』、『働きがい』を実感できる **職場環境整備の充実**

イ 本来の職務に専念できる環境を整え、『専門性が発揮でき』、『児童生徒と共に学び、成長』しながらより良い教育活動が行える **教育環境整備の充実**

#### ②期間

本計画を令和8年度版として実施し、8年度末に再検討する。

## 【理由】

本計画は、国や県の方針に沿って作成した「宜野湾市学校業務改善アクションプラン（第2期）」を基盤としており、アクションプランの期間が令和8年度までであることを踏まえ、本計画の期間を令和8年度の1年間とし、令和8年度中に令和9年度以降における計画を再検討する。

### （3）評価（成果指標）

評価基準については、本市教育委員会が目標とする下記の6項目の内容を踏まえ、沖縄県教育委員会の示す、目的実現のための「3軸6視点」の実感度を成果指標とし、数値化することで評価する。

「3軸・6視点」に基づいて、次の成果指標を設定し、毎年度、評価する。

- 成果指標1： 学校評価（教職員対象）の評価項目に、下記の「3軸・6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標2： 「3軸・6視点」に関する管理職アンケート調査を実施し、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標3： 客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

「3軸・6視点」に関する5項目 → (学校評価に設定)								
○同僚・管理職との良好な人間関係の構築ができています。	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">回答選択肢（4件法）</th></tr></thead><tbody><tr><td>A 当てはまる</td><td rowspan="4">肯定的回答 (AとB)</td></tr><tr><td>B ある程度当てはまる</td></tr><tr><td>C あまり当てはまらない</td></tr><tr><td>D 当てはまらない</td></tr></tbody></table>	回答選択肢（4件法）		A 当てはまる	肯定的回答 (AとB)	B ある程度当てはまる	C あまり当てはまらない	D 当てはまらない
回答選択肢（4件法）								
A 当てはまる		肯定的回答 (AとB)						
B ある程度当てはまる								
C あまり当てはまらない								
D 当てはまらない								
○個人の裁量（ゆとり）ある時間の確保ができています。								
○一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。								
○より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。								
○心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。								

### （4）検証（成果指標の目標値）

- 成果指標1、成果指標2の目標値（ワーク・ライフ・バランスに関する目標）  
全教職員の「3軸・6視点」の実感向上を目指して、令和8年度（2026年度）末までに、肯定的回答の割合を80%以上とする。
- 成果指標3の目標値（時間外在校等時間に関する目標）  
教職員の心身の健康を守るために、**全教職員が時間外在校等時間上限（月45時間、年360時間）以内での勤務を目指して**、令和8年度（2026年度）末までに
  - ・ 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロとする。
  - ・ 時間外在校等時間が月45時間、年360時間を超える教職員の年平均割合を令和5年度の50%以下とする。

**【具体的な目標値】**

(令和 8 年度末)

	月 45 時間超	年 360 時間超
小学校	10.15%	10.8%
中学校	14.7%	13.3%

- ・ 令和 11 年度末までに、1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にすることを旨とする。

**3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容**

○ 本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

**イ 学校以外が担うべき業務**

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域、市長部局等との連携協働体制の構築を推進
- ・ 正門、玄関の開錠時刻や、児童生徒の登校時間の見直し

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ はごろも学習センターが関係機関や地域と連携して定期的な巡回指導を実施
- ・ 補導時の児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負う認識を共有

③ 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 徴収金システム等を活用した徴収業務の推進（現金取扱の縮小又は廃止）

④ 地域学校協働活動の連絡調整

- ・ 学校運営協議会や地域コーディネーターを活用した地域との協働組織体制の推進

⑤ 専門的な対応が必要な苦情への対応

- ・ スクールロイヤー等、多様な専門性を持った人的配置による「チーム学校」の推進

**ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

⑥ 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの見直しやデジタル技術の活用による業務の効率化

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理

- ・ ICT 支援員の配置

⑧ ICT 機器の保守・管理

- ・ ICT 支援員の配置

⑨ 学校プールや体育館等施設・設備の管理

- ・ 学校プール管理員の配置
- ・ 教育施設等包括管理業務委託による効果的な管理

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・ 教職員間の役割分担の見直しや、管理業務の委託等について調査研究

- ⑪ 休み時間の安全配慮
- ・学校運営協議会等と連携した地域住民等へ支援の協力依頼

- ⑫ 校内清掃
- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化
  - ・学校運営協議会等と連携した地域住民等へ支援の協力依頼

- ⑬ 部活動
- ・中学校部活動指導員の全校配置
  - ・運動部活動の地域展開の推進
  - ・No 部活動デー実施の更なる徹底
  - ・大会等における教職員業務の負担軽減の要請

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ・学級担任のみに頼らない組織的な見守り体制の構築
  - ・学校運営協議会等と連携した地域住民等へ支援の協力依頼
- ⑮ 授業準備
- ・教員業務支援員（SSS）の全校配置
  - ・タブレット端末、デジタル教材等による教育 DX の推進
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ・校務支援システムの見直しやデジタル技術の活用による負担軽減
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ・コロナ禍を契機とした行事や会議、研修等の見直し
- ⑱ 進路指導の準備
- ・進路指導に関する情報収集や資料準備等について、事務職員や教員業務支援員（SSS）の協働を促進
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
- ・不登校児童生徒への対応における関係機関との連携体制の構築
  - ・特別支援教育支援員、学習支援員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、医療的ケア看護職員、介助者の配置

(2) 学校における措置の推進

○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・グループウェアや保護者連絡ツールなど、ICT を活用した業務効率化の推進
- ・学校が担わなくてもよい業務について、家庭・地域への協力依頼
- ・タブレット端末、デジタル教材等による教育 DX の推進
- ・勤務時間管理

- ・No残業デーの実施徹底
- ・年間授業時数の適正な管理及び実施（予備時数の縮減）
- ・教員業務支援員及びICTの効果的な活用の推進
- ・管理職のリーダーシップやマネジメントによる働き方改革の推進
- ・経験年数や専門性に応じた校務分掌の在り方と人材育成の推進
- ・小学校教科担任制の推進

### （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・労働安全衛生管理体制の充実
- ・時間外在校等時間が月80時間以上の教職員に、改善に向けた指導助言の実施
- ・初任者及び2年目の教職員を対象とした臨床心理士による面談の実施

### （4）その他

- ・働き方改革検討委員会の組織強化及び学校と指導課、関係各課との連携
- ・リーフレットやポスター、広報等を活用した取組の発信
- ・教育委員会ホームページによる取組の発信
- ・各学校運営協議会における協議の促進

## 4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

○取組の着実な実行を図るため、宜野湾市立学校における教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、宜野湾市 HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

○教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

○各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 教育委員会は、域内の学校と連携・協働し、本計画の推進を図るため「宜野湾市立学校における働き方改革検討委員会」を学期ごとに開催する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本県における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。